

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月11日	平成29年 9月26日	H29. 8. 15付大北福第457号部分 公開決定通知書での公開文書 に、条件に示した七つの重大な 不正あることについて所属又は 所属長が文書、口頭、メール等 で市長に伝えていることが確認 できる文書。ただし、市長部局 の全所属についてで、所属長の 秘書的事務を行う部署による各 所属一ヶ所による決定でよい。 (経済戦略局に係るものについ て)	不存在	号	経済戦略局	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した「決定書」に多くの重大 なコンプライアンス違反がある ことについて、北区を除く市長 部局の所属長含む職員および監 査委員からの報告(①口頭、電 話②文書、メール等)で、市長 がこの決定書の存在を承知して いることが確認できる①を録音 したもの、②文書等のすべて。 ただし、①、②それぞれについ て決定してください。 (経済戦略局に係るものについ て)	不存在	号	経済戦略局	総務課
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	担当課長が調査や聞き取り等の 結果を市民に回答することを目 的とした市内出張において復命 書を作成していない案件につい て、①出張の目的が確認できる 文書、②市民への回答文書とそ の決裁、③口頭で復命行った場 合、その内容とだれに行ったの か確認できる文書。ただし、 H28年度以降分で北区福祉課長 の出張を除く。また、案件ごと に①②③の存否を明確にしてく ださい。所属ごと各年度当初分 3件。 (経済戦略局に係るものについ て)	不存在		経済戦略局	観光課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	<p>行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民（申請者）に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が①公開、②非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分（経済戦略局に係るものについて）</p>	不存在	号	経済戦略局	総務課